

2024年5月15日

各 位

第一生命ホールディングス株式会社

代表取締役社長 C E O 菊田 徹也

(コード番号：8750 東証プライム市場)

当社第14期定時株主総会における第3号議案に関する補足説明

2024年6月24日開催予定の当社第14期定時株主総会における第3号議案「監査等委員である取締役5名選任の件」の候補者である増田宏一及び永瀬悟の2氏について、取締役候補者とした理由、果たすことが期待される役割及び独立性につきましては「第14期定時株主総会 招集ご通知」25～28頁に記載のとおりですが、改めて下記のとおりご説明申し上げます。

株主・投資家の皆さまにおかれましては、本内容をご確認いただき、当該議案に関しご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1. 増田宏一氏について（候補者番号4）

(1) 増田宏一氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由／果たすことが期待される役割

同氏は大手監査法人において代表社員を務めた後、日本公認会計士協会の会長として公認会計士監査の充実・強化に尽力する等、公認会計士としての豊富な経験や高度かつ専門的な知識並びに他の会社の社外取締役（監査等委員）及び社外監査役としての豊富な経験を有しています。

当社取締役会及び監査等委員会においては、就任以来7年半以上にわたり会計監査方針、海外子会社監査、K A M（Key Audit Matters：監査上の主要な検討事項）、再保険取引、会計の規制面に関する意見等、主に財務に係る意見を積極的にいただいています。また、当任期の2年間においては、当社グループにおける3ラインディフェンスモデル等の内部統制、海外事業展開におけるリスク管理、M & Aにあたっての財務会計上の留意点等、幅広い意見をいただいております。当社のコーポレートガバナンスの向上に寄与しています。

引き続き、同氏の経験等を当社グループの経営の監督・監査に活かしていただけるものと期待し、監査等委員である社外取締役候補者としております。

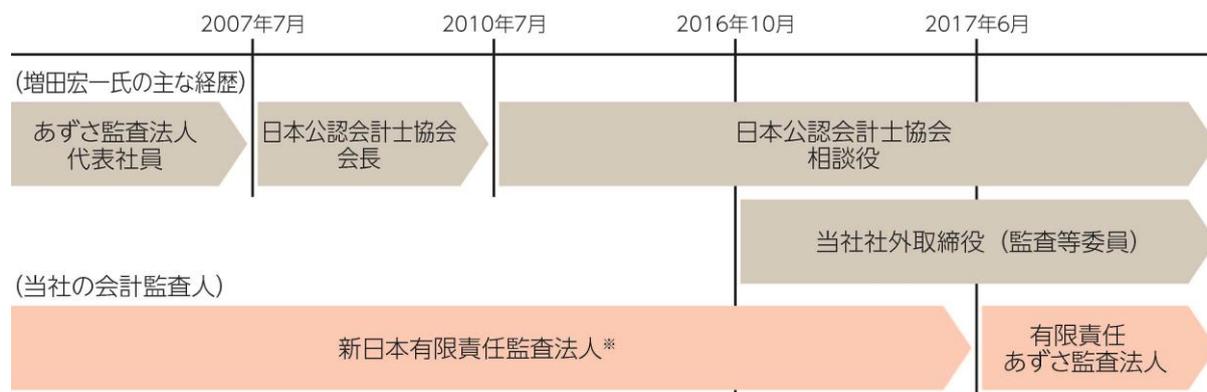
(2) 独立性について

同氏は、2007年6月まで、現在の当社の会計監査人であるあずさ監査法人（現 有限責任 あずさ監査法人）の業務執行者でしたが、同法人を退職後約17年が経過しており、独立性に関して懸念はないものと判断しております。また、同氏を東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。

<増田宏一氏の独立性に関する補足事項>

有限責任 あずさ監査法人が当社の会計監査人となったのは2017年6月であり、同氏があずさ監査法人に所属していた2007年6月までの間において、同法人は当社の会計監査を実施しておりません。

なお、同氏は、同法人の当社会計監査人選任に係るすべての決議に参加しない旨を表明し、棄権しております。



* 新日本有限責任監査法人の名称は、2017年6月時点のものです。

2. 永瀬悟氏について（候補者番号5）

（1）永瀬悟氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由／果たすことが期待される役割

同氏は、金融機関における企業経営者としての豊富な経験や高い見識及び他の会社のCFOとして資本政策や財務に関する豊富な経験を有する他、当社の子会社である第一フロンティア生命保険株式会社の社外取締役として生命保険事業に関する豊富な経験や高い見識を有しており、取締役会等において、客観的な視点から経営全般に係る意見を積極的にいただくとともに、当社グループの経営を監督・監査する役割を担っていただけるものと期待し、監査等委員である社外取締役候補者としています。

（2）独立性について

同氏は、2005年3月まで、当社の大株主であるJPモルガン証券株式会社の業務執行者でしたが、同社を退職後約19年が経過しており、独立性に関して懸念はないものと判断しております。また、同氏を東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

<永瀬悟氏の独立性に関する補足事項>

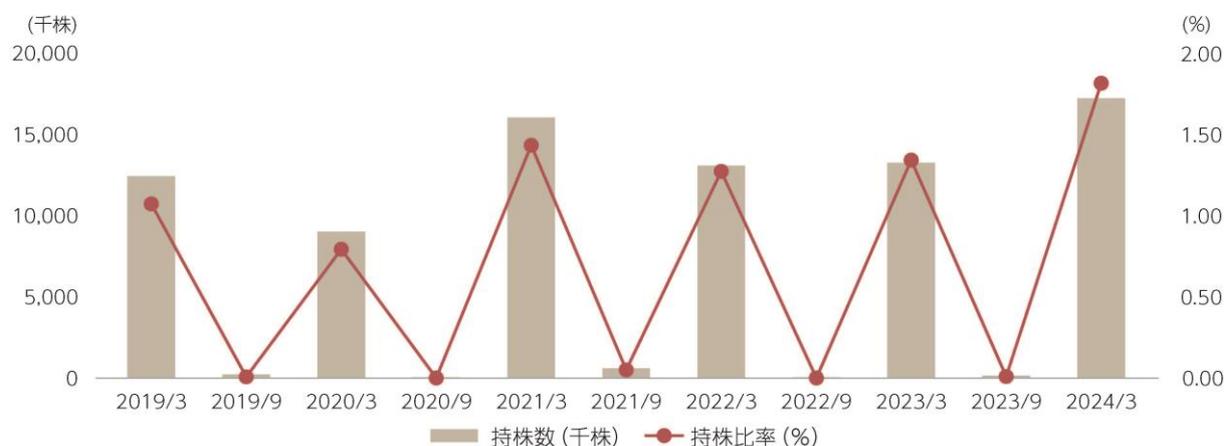
同氏は、2005年3月まで当社の大株主7位（2024年3月31日現在、持株比率 1.81%）であるJPモルガン証券株式会社（以下、「JPモルガン証券」といいます。）の業務執行者でしたが、当社といたしましては、JPモルガン証券の当社株式保有目的は証券貸借業務を主とした取引のための投資家顧客向けブローカレッジ業務によるものであり、発行企業である当社との関係性に基づく保有では一切なく、また議決権行使による経営権への影響を企図する前提での保有ではないと認識しております。

また、同氏はJPモルガン証券を退職後約19年が経過しており、退職後一定期間の経過による利害関係の消滅、いわゆる「クーリングオフ期間」としても十分であると考えます。

更に、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件及び「第14期定時株主総会 招集ご通知」30頁に記載の当社が定める社外取締役の独立性基準を満たしています。

上記の理由により、当社は、同氏の独立性は十分に確保されているものと判断しております。

（ご参考）JPモルガン証券の持株数^{※1}・持株比率^{※2}の推移



※1 持株数は、当社株主名簿の情報を基に掲載しています。

※2 持株比率は、発行済株式の総数から当社の自己株式を除外し当社にて算出しています。

以上